

令和８年度フレイル高齢者向け新サービス創出に係る実証実験業務
質問と回答

令和８年８月１２日

令和８年８月３日から令和８年８月１０日１３時までに受付しましたご質問について、以下のとおり回答します。

No	項目	質問内容	回答
1	公募要領 P3-4 「５ 応募資格」 (8)	共同企業体（コンソーシアム）で応募する場合、応募資格(6)「沖縄県内に本店又は支店を有する者」の要件は代表事業者が満たせば足り、構成員については県外に本店を有する事業者であっても差し支えないという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。共同企業体（コンソーシアム）で応募する場合、公募要領 5(8)ウの規定により、応募資格(6)「沖縄県内に本店又は支店を有する者」の要件は代表事業者が満たしていれば足りります。したがって、構成員については県外に本店又は支店を有する事業者であっても差し支えありません。 なお、すべての構成員が応募資格(1)～(5)の要件を満たしている必要があります。
2	企画提案仕様書 P2-3 「８ 業務の再委託等」(1)(3)	仕様書 8(3)に「あらかじめ共同企業体の構成員として登録された者への業務の割り当て及び分担は再委託には該当しない」とありますが、この場合、8(1)①「契約金額の 50%を超える業務」の再委託制限も適用されず、構成員が契約金額の 50%を超える業務を分担することは可能でしょうか。 また、8(1)②「企画判断、管	ご認識のとおりです。あらかじめ共同企業体の構成員として登録された者への業務の割り当て及び分担は「再委託」には該当しません。共同企業体で応募・契約する場合、構成員は契約の当事者（受託者）の一部となります。そのため、仕様書 8(1)①「契約金額の 50%を超える業務」の再委託制限は適用されず、構成員が契約金額の 50%

		理運営、技術的助言などの統轄的かつ根幹的な業務」についても、共同企業体の構成員が分担することは差し支えないでしょうか。	を超える業務を分担することは可能です。 また、共同企業体の構成員が「企画判断、管理運営、技術的助言などの統轄的かつ根幹的な業務」の一部を分担することも差し支えありません。 ただし、共同企業体の代表事業者（幹事）が事業全体の統括および責任を負う体制を構築する必要があり、提案時には共同企業体協定書等において各構成員の役割分担・業務範囲を明記することが必要です。
3	企画提案仕様書 P4 「10 その他」(5) ／様式3 経費見積書	自社が既に他自治体へ提供している既存のサービス（アプリケーション等）を活用して実証を行う場合、当該サービスの実証期間中の利用料・ライセンス料を委託業務の対象経費として計上することは可能でしょうか。 可能な場合、仕様書10(5)「委託業務の実施に要した経費の額と契約金額のいずれか低い額」により委託料を確定するにあたり、当該利用料はどのような資料（社内の価格表、他自治体との契約実績等）をもって「要した経費」として認められるかご教示ください。	貴社の既存サービスのライセンス料や利用料を委託対象経費の「使用料及び賃借料」として計上すること自体は可能です。 ただし、委託業務の実績報告（完了検査）の際には、貴社の販売利益を控除した「原価（実費）」であることを証明する資料（決算書を用いた利益排除の計算書等）の提出が必要になります。 ※一般のライセンス価格（定価等）から、貴社の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益率を用いて、販売価格から利益相当額を差し引いた金額（原価相当額）を経費として算出することとなる。

4	公募要領 P6 「8 企画提案書等の提出」様式7	実証フィールドとなる市町村からの同意書（様式7）について、企画提案書の提出期限（令和8年8月24日）時点で、市町村の公印を押印した正式な同意書の提出が必須でしょうか。 協議は進んでいるものの、市町村内部の決裁の関係で押印済みの同意書が期限までに整わない場合、担当課からの内諾を示す書面（電子メールの写し等）による提出や、選定後の速やかな提出をもって差し支えないかご教示ください。	企画提案書の提出期限（令和8年8月24日15時）までに公印が押印された正式な同意書（様式7）の提出が必要です。
5	公募要領 P2 「4 募集する実証内容」(4) 事前相談	応募にあたっての事前相談について、令和8年8月20日までに「ツドレバ」へ申込みを行った場合、企画提案書の提出期限（同月24日）までに助言を得るまでの一連の手続が完了している必要がありますでしょうか。 仮に助言の取得が提出期限に間に合わない場合の取扱い（申込み済みであれば応募可能か等）についてもご教示ください。	本事業への応募にあたっては、公募要領「4 募集する実証内容(4)」に記載のとおり、企画提案書の提出期限（令和8年8月24日15時）までに以下の2つの要件をいずれも満たしていることが必須となります。 ① 沖縄県のプラットフォーム「ツドレバ」のプログラム（気づきワーキング又は具体化ワーキング）を活用していること ② プラットフォーム運営事業又はコーディネート等事業の受託事業者へ企画提案応募に関する事前相談を行

			い、企画提案内容に関する助言を得ていること 事前相談申込期間内（令和8年8月3日～8月20日）に「ツドレバ」へお申し込みいただいた事業者様につきましては、提出期限までに順次、事前相談・助言の調整を進めてまいります。 なお、事前相談のお申し込みを行っていただいている場合であっても、提出期限までに上記2つの要件（プログラムの活用及び助言の取得）の両方が完了していない場合は、今回の公募への応募資格を満たさない扱いとなります。 手続きが間に合わない場合は、令和8年9月以降に実施を予定している「第2回公募」に向けた継続的な相談・調整として対応させていただきますので、あらかじめご了承くださいようお願いいたします。
6	企画提案仕様書 P3-4 「9 成果品の提出」(2)ア・イ	知的財産権について、実証で活用する既存サービス（本事業開始前から当社が保有するアプリケーション、プログラム、コンテンツ等）の著作権その他の権利は、従前どおり当社に留保されるという理解でよろしいでしょうか。	既存サービスの権利及び実証データの範囲について、ご認識のとおりです。本事業開始前から貴社が保有している既存サービス（アプリケーション、プログラム、コンテンツ等）の著作権その他の権利は、従前どおり貴社に帰属・

		また、仕様書 9(2)イにより県に所有権が帰属する「実証データ」の範囲について、実証で得られたアンケート結果や効果測定データを指し、当社が従前から保有・運用するサービス上のデータやシステムそのものは含まれないという理解でよろしいでしょうか。	留保されます。本事業で新たに生じた知的財産権についても、仕様書 9(2)アに基づき原則として受託者に帰属します。また、県に所有権が帰属する「実証データ」とは、本事業（実証実験）を通じて新たに収集・蓄積されたアンケート結果、効果測定データ、検証結果等を指します。貴社が従前から保有・運用するサービス上のデータやシステムそのものは含まれません。
7	企画提案仕様書 P4 「10 その他」(4) 概算払い	概算払いについて、支払時期・回数の具体的な運用（例えば契約後の着手時と実証中間時など）をご教示ください。また、概算払いを希望する場合、企画提案書または経費見積書にその旨を記載する必要がありますでしょうか。	概算払いについては、委託期間中に最大 2 回まで支払いが可能です。具体的な支払時期（例：事業着手時および実証実験の中間時点など）や金額の割合については、受託候補者選定後の契約協議において、受託者の事業計画に応じて決定します。 また、概算払いを希望する場合、企画提案書や経費見積書への事前記載は必須ではありません（ご希望の旨を記載いただくことは差し支えありません）。概算払いの希望の有無や時期については、選定後の契約協議時に確認いたします。